



介護保険のお話

介護保険サービスの利用には要介護認定が必要です

〈地域医療連携室〉

65歳になると自宅へ介護保険証(介護保険被保険者証)が自動で届きますが、それだけでは介護保険サービスは利用できません。サービスを利用するためには要介護認定を受ける必要があります。要介護認定は、どの程度の介護や支援がどのくらい必要なかを判断する基準となるもので、お住いの市役所高齢者支援課又は地域包括支援センターが申請窓口となっています。

申請の結果、要介護・要支援と認定されることで介護保険サービスが利用でき、本来であれば高額な費用がかかる介護サービスも1~3割の自己負担で利用することができるようになります。

要介護認定は申請してから結果が通知されるまで1ヵ月程度かかりますが、時には1ヵ月以上要することがあります。介護サービスが必要になりそうな場合は、早めに申請をしましょう。

介護保険制度は、ご本人はもとより介護者となるご家族や周りの方々が、より良い生活を送るための強い味方です。日常生活に不安や不自由さを感じたり、手助けが必要と思ったときには、ぜひ要介護認定の申請をご検討ください。

当院では土曜日も終日外来診療を行っております。ご利用ください。

受付時間

月曜~土曜 AM8:30~11:30

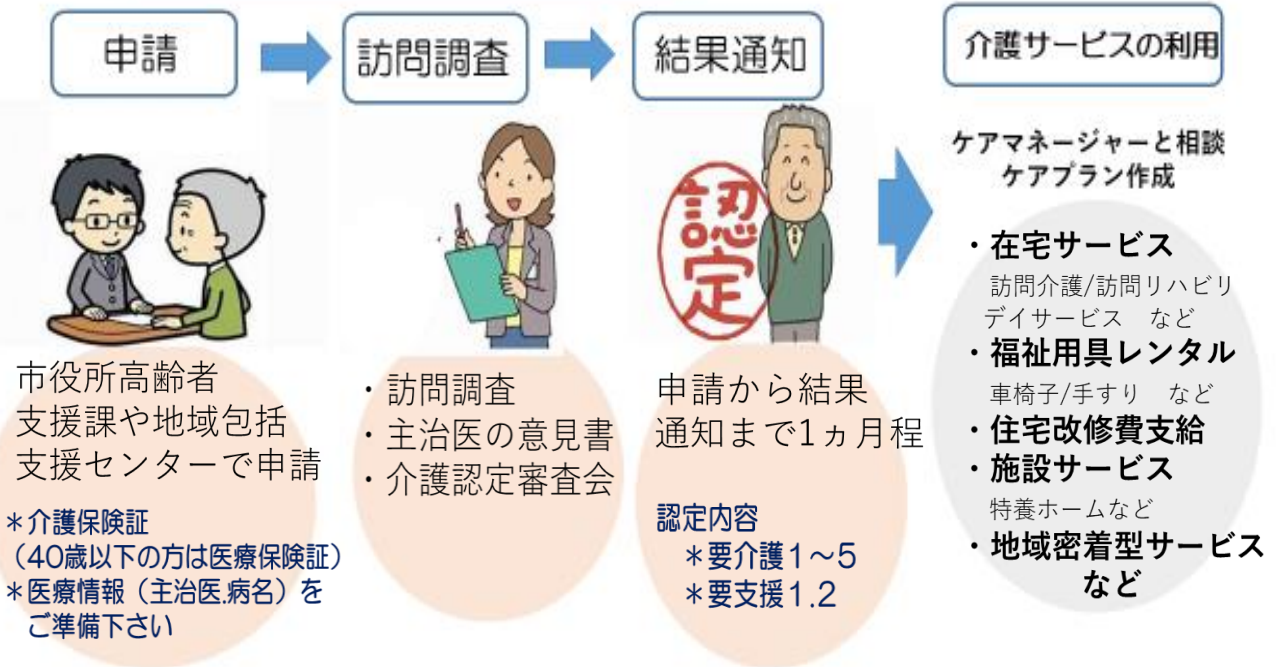
PM1:00~4:00

介護保険のお話

* 介護保険に関するご相談・要介護認定の申請窓口

- ⇒ ・市役所高齢者支援課
- ・地域包括支援センター

要介護認定の申請方法



* 要介護認定は原則として65歳以上の方が対象ですが、40~64歳でも特定の疾病に該当する場合は、要介護認定の申請が可能です。

2月休診のご案内

診療科	医師名	休診日
内科	田村 浩男	6日(木)・ 7日(金)・ 8日(土)・ 10日(月)
循環器内科	坂田 好美	6日(木)

